

東川下小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月改訂

1. はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が安心して学校に通い、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、『東川下小学校いじめ防止基本方針』を策定する。この方針は、状況の変化、学校関係者の意見等を取り入れながら、必要に応じて改訂を行っていく。

2. いじめについて

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

(2) いじめの態様

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、人によって感じ方・とらえ方がさまざまである。いじめられた児童の立場に立ち、児童を守るという立場に立って対応に当たる。

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」においては、具体的ないじめの態様として、以下のものが記載されている。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

この他にも多様な態様があることを鑑み、定義に位置付けられている「心身の苦痛を感じているもの」を限定解釈せず、本人が否定していたり、本人の知らないところで被害が発生

していたりする場合も含め、きめ細かな観察と対応に努めていく。

また、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、いじめ防止対策委員会へ情報共有を行う。

3. 本校の取組

(1) いじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員、教職員同士をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめの問題を早期に解決します。
- いじめの問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

(2) 校内組織・・・校内学びの支援委員会（兼 いじめ防止対策委員会）

校長の指導のもと、教頭がチーフとなり、担任外と該当学年担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他関係職員による校内学びの支援委員会（兼 いじめ防止対策委員会）を設置する。必要に応じて、スクールカウンセラーと連携する。

(3) 未然防止

- ①学び合いを大切に全員参加の授業づくり
 - ～素直に「分からない」が言える、安心して失敗できる、相手を尊重するという環境づくりと学級経営
 - ～小グループ（ペア）による聴き合いを基盤とした対話を大切にする授業
- ②落ち着いた生活の基盤づくり～東川下小学校スクールガイドに基づいて
- ③相互承認の感度を高める仲間づくり
 - ～自己肯定感、自己有用感の育成
 - ～子どもの意欲を高める共感的・肯定的なメッセージを伝える。
 - ～あったか言葉週間の設定
- ④道徳教育の充実
 - ～「いじめを行ってはならない」「どんな理由があろうともいじめは決して許されない」という認識を児童がもてるよう、教育活動全体を通じて指導する。
- ⑤発達段階に合わせたネットモラル教育の充実
- ⑥多様性の尊重、理解

(4) 早期発見

- ①「友だちアンケート」の実施（7月予定）
～アンケート用紙提出と並行して 面談⇒指導⇒保護者への連絡⇒報告
- ②市教委による「悩みやいじめに関する調査」（例年11月）
～調査用紙提出と並行して 面談⇒指導⇒保護者への連絡⇒報告
- ③「朝の健康観察」の呼名を担当が行い、声や表情の様子を確認する。
- ④休み時間やクラブ・委員会活動、放課後などで子ども同士の“気になる関わり”があった場合は、担任や担当者に必ず伝える。（間違っても構わない）
- ⑤教職員アンケート・保護者アンケート・児童アンケートの実施と評価
- ⑥日常的な細やかな児童との関わりと見取り
- ⑦スクールカウンセラー、特別支援教育巡回相談員との連携（それぞれの視点で子どもを見取る）
- ⑧家庭と学校が連携し、気になることや兆候が見られた場合、迅速に連絡相談を行っていく。

(5) 対処

- ①教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- ②校長は、迅速に「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、いじめの事実の有無を確認するための措置を講じる。
- ③いじめの事実が確認された場合は、「いじめをやめさせ」「再発を防止する」ために、対応を協議する。いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。また、全職員で情報を共有する。

【被害児童に対して】

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童に対して「必ず守り通すこと」「いじめられた側は悪くない」ことを伝え、不安を除去する。
- ・心配していることや不安に思うことを共感的に聞き取り、スクールカウンセラー等とも連携しながら、心のケアに努める。

【加害児童に対して】

- ・「いかなる理由があろうともいじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、いじめ行為をやめさせることを指導する。
- ・不平、不満や言い分、訴えを聞き、抱えている問題を解決するための支援を行う。また、活躍の場や役割を当て、所属感、自己有用感を高めていけるような場を設定し、集団の中で孤立感を抱かせないように配慮していく。
- ・いじめを受けた児童の心が深く傷つき、苦しんでいることを理解させ、いじめを受け

た児童に心から謝罪できるように指導していくことを通し、人間関係の修復に努めていく。

【周囲の児童に対して】

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを深刻化させると改めて指導するとともに、いじめをそのままにせず、止める勇気、誰かに知らせる勇気の必要性を説いていく。

【保護者に対して】

- ・被害児童の保護者には、いじめの情報を把握次第、速やかにその段階の事実関係を伝えるとともに、聞き取りや心のケアなど、協力を依頼する。
- ・加害児童の保護者には、事実関係を正確に伝えると共に、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。

- ④校長は、必要があると認めたときは、いじめを行った児童に対して別の教室で学習を行わせるなど、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるための措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署と連携して対処する。
～別紙「警察と連携した「いじめ問題」への対応（札幌市教育委員会令和5年4月）を参照のこと
- ⑥いじめが解消※してからも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童を注意深く観察する。
- ⑦新年度を迎え、進級進学の際に、確実に情報を引き継ぐ。

※いじめが解消している状態の定義

～国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめが解消している状態とは次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) 重大事態への対応

※重大事態の定義 ～国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

- ・いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより、児童が相当の期間（年間 30 日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

- ①重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ②教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合には、いじめ防止対応委員会の下に「調査組織」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
教育委員会が調査の主体となる場合には、資料の提出など、調査に協力する。
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。